

序 章 本計画について

序.1 位置付け

序.2 役割

序.3 施設配置の基本的な考え方

序.4 対象範囲

序.5 計画の全体像

序章

本計画について

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京からほぼ30kmの圏内にあります。

東京への通勤圏として利便性の高い住宅地を中心とする都市であり、首都圏の拡大とともに高度経済成長期とその後の人口増加に伴い都市化が進み、短期間で多くの公共施設等が整備されました。

その後、これらの公共施設等が次々と更新時期を迎えましたが、人口減少社会の到来など、社会経済状況が大きく変化することで厳しくなっていく財政状況の中で老朽化対策のための財源を確保することが困難になってきたことから、平成21（2009）年3月に「公共施設マネジメント白書」を策定し、現在まで公共施設等の老朽化対策に取り組んできました。

また、全国的な動きとしては、平成24（2012）年12月に発生した中央自動車笹子トンネルの天井板崩落事故を一つの契機として、公共施設等の老朽化問題がクローズアップされ、この問題に取り組んでいく機運が高まり、平成25（2013）年11月に、国や地方自治体が一丸となって公共施設等の戦略的な維持管理・更新などを推進するための基本方針として「インフラ長寿命化基本計画」が策定・公表されました。

現在は、国と地方自治体のそれぞれにおいて当該基本計画に基づく「行動計画」及び「個別施設計画」を策定し、公共施設等の老朽化対策の取り組みを進めています。

今般、令和8（2026）年度を始期として、本市の最上位計画である次期「長期計画」が策定されることに合わせて、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画である「公共施設等総合管理計画」の改訂及び公共建築物に対する個別施設計画である「第3次公共建築物再生計画」（以下「本計画」という。）の策定を同時に実施することになったため、それぞれの計画の記載内容を整理しました。

序章では、本計画の導入として、位置付けや役割などの基本的な事項に加え、計画の概要を示します。

序.1 位置付け

現在、国、地方公共団体を問わず公共施設等の老朽化対策が急務となっており、平成25(2013)年11月に国において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく取り組みが進められています。

本市は、このような動きが始まる前の平成21(2009)年3月に「公共施設マネジメント白書」を策定して以来、公共施設等の老朽化対策に取り組んできました。

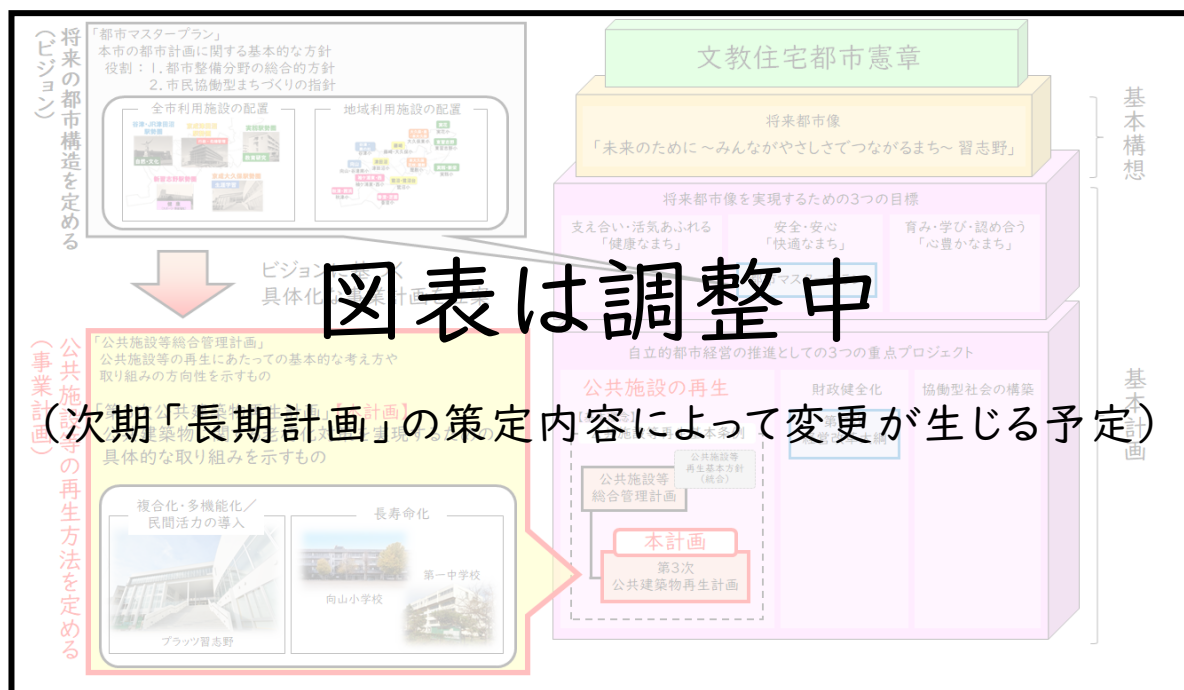
本計画は「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する「公共建築物」に関する「個別施設計画」に該当するものであり、持続可能な都市経営のもとで、老朽化が進む公共建築物の適正な機能の確保、効率的な管理運営を実現するための事業計画となっています。

【本計画の位置付け】

- ・「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する公共建築物の「個別施設計画」
- ・公共建築物の老朽化対策を実現するための具体的な取り組みを示す「事業計画」
- ・「長期計画」及び「都市マスタープラン」などの上位計画との整合を図るとともに、本計画とは別に各施設に関して策定されている事業計画との連携を図っている。

本計画の位置付けを図で示すと図表序-1の様になります。

図表序-1 本計画の位置付け(概念図)



序.2 役割

本計画の役割は以下のとおりです。

公共建築物の老朽化対策の見える化

施設の劣化状況、人口推移・社会環境の変化といった現状や、今後の人口推計、事業費の見込みなどの中長期的な見通しに加え、計画期間中における各公共建築物の老朽化対策の方針、方法、時期、事業費などを「見える化」することで、市と市民が共通の情報を共有することができ、一体となって効果的、効率的な事業を推進することが期待できます。

限られた経営資源の有効活用

本計画は中長期的な視点に基づいて策定されていることから、短期的な視点による対応を回避でき、真に必要な対策を合理的な根拠、理由に基づいて早期に打ち出すことが可能となります。

その結果として、ヒト、モノ、カネといった、限りある経営資源を有効活用することが可能となります。

社会環境の変化などへの柔軟な対応

本計画は策定時点における人口推計などの一定の前提条件のもとで策定されていることから、その前提条件が変化した場合には、当該計画を見直すことで再度適切な将来への道しるべとすることができます。

将来のまちづくりへの対応

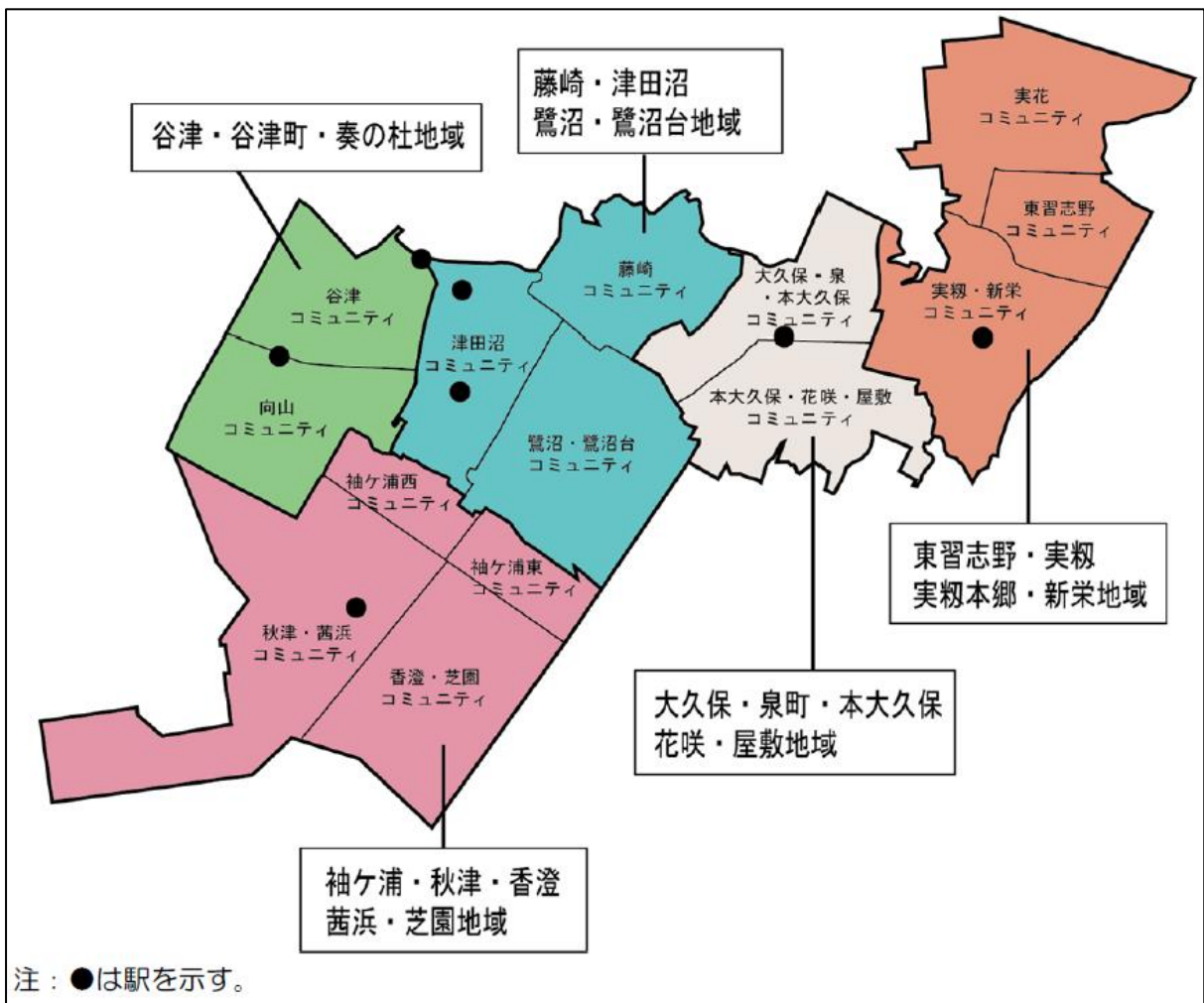
本計画は将来の人口推計やまちづくりの方向性などを考慮して策定していることから、その検討過程の中で、まちづくりに関する将来の課題などが洗い出され、その課題への早期の対応が進むことが期待できます。

序.3 施設配置の基本的な考え方

現在の本市の公共施設の配置は、昭和60(1985)年に策定された「習志野市長期計画」で示されている、市民に身近な14コミュニティを最小構成単位とした施設配置が基本となっています。

また、「習志野市都市マスタープラン」では、図表序-2のように日常的な生活圏の核となっている京成線の各駅及び新習志野駅が有する駅勢圏を基に14コミュニティを5つの地域区分に分け、地域の個性を生かしたまちづくりの方針が示されており、当該地域区分を基本とした施設配置も行われています。

図表序-2 5つの地域区分と14コミュニティ



(出典:習志野市都市マスタープラン)

施設が提供するサービスの性質から、本市の施設は「公共施設再生計画(平成26(2014)年3月)」において「全市利用施設」及び「地域利用施設」の2つに大別しており、詳細は次のとおりです。

(1) 全市利用施設

【全市利用施設の定義】

市内に一つ、あるいは数施設あり、全市民が利用する施設

現在の施設配置

都市マスタープランの5つの地域区分を基本として、現状の施設配置の状況を踏まえつつ、各地域の特性や歴史などを考慮して配置。

地域名	地区名称	地域内の主な 「全市利用施設」
谷津・谷津町・奏の杜	谷津駅周辺地区	自然・文化系施設
藤崎・津田沼・鷺沼 鷺沼台	京成津田沼駅周辺地区	行政・危機管理系施設
大久保・泉町 本大久保・花咲・屋敷	京成大久保駅周辺地区	生涯学習系施設
東習志野・実籾 実籾本郷・新栄	実籾駅周辺地区	教育研究系施設
袖ヶ浦・秋津・香澄 茜浜・芝園	新習志野駅周辺地区	健康（スポーツ・保健福祉） 系施設

(2) 地域利用施設

【地域利用施設の定義】

各地域に住んでいる市民が主に利用する施設

現在の施設配置

昭和60（1985）年に策定された「習志野市長期計画」で示されている、14コミュニティを基本として配置されている。

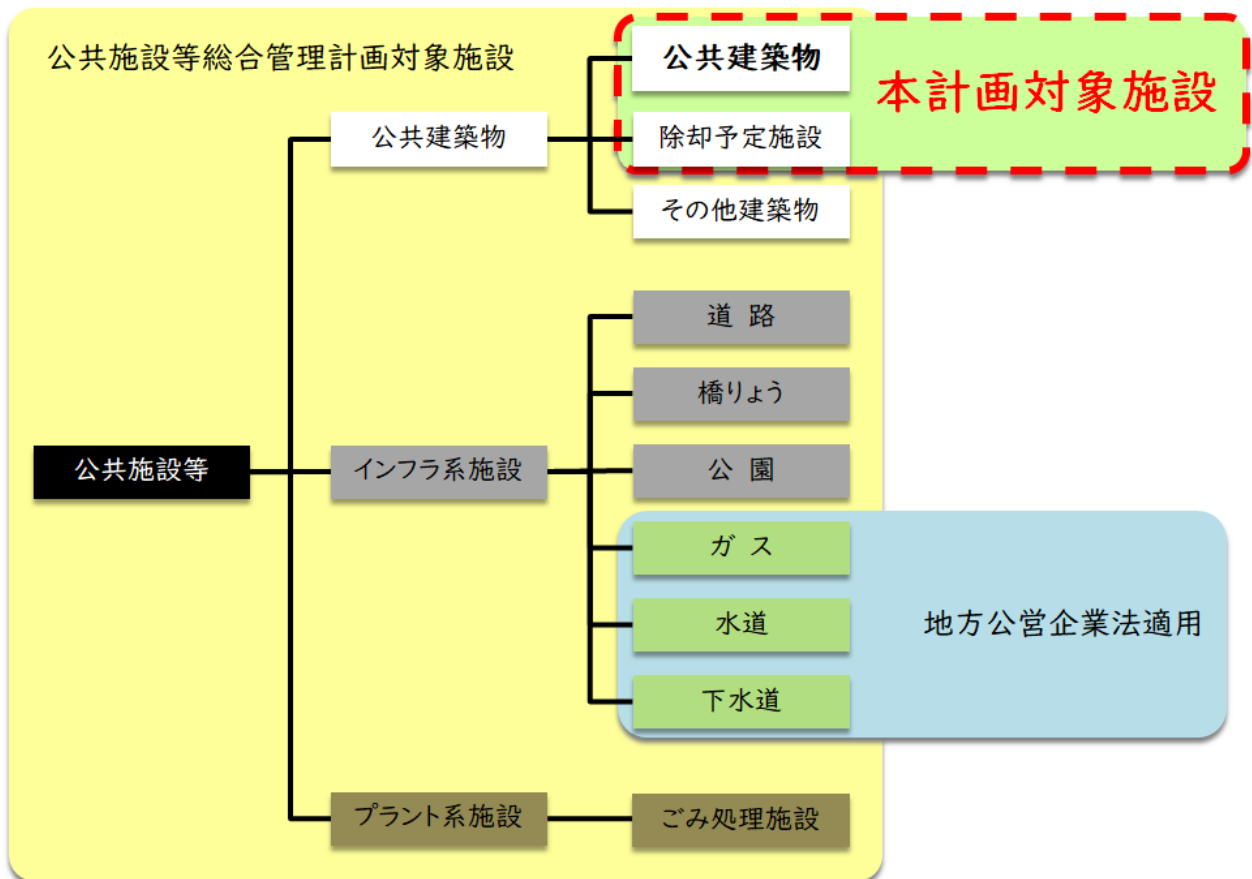
序.4 対象範囲

本計画は、「公共建築物」を対象とします。

なお、「公共建築物」とは、「公共施設等総合管理計画」の対象施設のうち、図表序-3に示す「公共建築物」および「除却予定施設」を総称するものです。

なお、公共建築物の一覧については、第2章で示します。

図表序-3 計画の対象範囲



序.5 計画の全体像

公共建築物の老朽化対策を実行可能なものとしていくためには、市と市民の協働が必要不可欠であることから、特に本計画においては、本市における公共建築物の老朽化対策の大前提となる基本的な考え方や取り組みの方向性及び実績を今一度振り返り、現状と課題を整理し、これからの時代に合った適正な公共サービスが提供できる公共建築物とするための取り組み方法を記載しています。

本計画の第1章以降における構成は図表序-4のとおりです。

図表序-4 本計画の構成

章番号	概要
第1章 (現状と課題及び解決策)	第2期計画期間における実績を踏まえた現状と今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	本計画の目的、目標及び基本方針を整理するとともに、計画期間と対象施設を示す。
第3章 (事業計画立案の考え方)	事業計画立案の方針に基づく、公共建築物の竣工から再整備までの基本的な改修等の考え方を示す。
第4章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第5章 (実行性の確保策)	本計画の実行性を確保するために求められることや、今後取り組んでいく内容について示す。